（市民等の役割）
第5条　市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めるものとする。
2　市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする。
（自治会の役割）
第6条　自治会は、その区域内の自治会活動において、市民等が交流し、助け合いながら、課題の解決に取り組むとともに、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
（まちづくり協議会の役割）
第7条　まちづくり協議会は、その地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
（地域活動団体の役割）
第8条　地域活動団体は、地域内のつながりを構築するとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
（市民活動団体の役割）
第9条　市民活動団体は、地域性及び専門性をいかし、活動の質を高め、継続して協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
（市の役割）
第10条　市は、市民等及び活動団体の自主性を尊重し、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。
2　市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。

協働の主体について

市民等、活動団体及び行政が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことを協働と呼びます。それぞれの団体が、それぞれの特徴をいかしあいながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを推進するよう努めることが求められています。

実施主体（団体・組織）		事業の概要	具体的な事業例
主な地域活動団体	自治会	・自治会活動を通しての助け合いや、身近な地域課題の解決 ・近隣同士の住民親睦を図る事業	・防災訓練（自治公民館） ・防犯灯の管理　・盆踊り・獅子舞 ・ごみステーションの管理 ・地域美化の取り組み　など
	まちづくり協議会	・地域全体の課題 ・地域内の親睦を図る事業 ・PTAや体育振興会、子ども会、民生委員・児童委員連絡協議会、婦人会、女性の会、老人クラブなど、同じ地域で活動する各種団体との連携	・まちづくり計画の策定 ・〇〇地区住民運動会・〇〇地区文化祭 ・青少年育成活動　・域全体のイベント、まつり ・総合防災訓練　・広報紙の発行 ・防犯パトロール　・環境美化活動　など
市民活動団体		・自主性自発性に基づき活動 ・不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する目的を持つ活動団体	・点訳・音訳ボランティア〇〇 ・環境ボランティア〇〇　・福祉ボランティア〇〇 ・〇〇実行委員会　など
行政		・情報発信、情報共有　・必要な施策の検討 ・人材発掘、人材育成	・条例の見直し　・各種補助金　・代表者会議 ・情報発信、研修等による人材育成　など

期待される協働のメリット・効果

地域の住民、各種団体のネットワーク化、活性化を図るとともに、地域の実情に応じた市民のニーズに対し、きめ細かく対応できることが期待できます。
また、地域住民、各種団体が連携することで、様々な地域課題に対応できるほか、次のようなメリットが期待されます。

地域の総意による課題解決	活動団体の相乗効果	効率的な役割分担
・地域住民総意に基づき、一体感を持って地域課題解決に取り組める	・連携、協力により互いの活動に相乗効果 ・個々の団体の課題解決	・人材育成 ・団体相互の人材活用

飯塚市協働のまちづくり推進条例（概要版）　令和4年7月発行
【問い合わせ先】飯塚市役所　市民協働部　まちづくり推進課
TEL:0948-22-5500　FAX:0948-22-5526　Email:machizukuri@city.iizuka.lg.jp

案2

飯塚市協働のまちづくり推進条例 概要版

飯塚市協働のまちづくり推進条例
ホームページ

施行日　令和2年4月1日

前文
飯塚市は、福岡県の中央に位置し、豊かな自然、歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した筑豊の中心都市です。
将来にわたり明るく住みよい、共に支え合うまちづくりを実現するために、市民一人ひとりの人権が大切にされ、市民相互が豊かに交流し、助け合い、安全安心で住み続けたい郷土のまちづくりを推進しています。
全国的に見られるように、飯塚市においても、少子高齢化、核家族化の進行により、人と人とのつながりが希薄化する一方で、市民等、自治会をはじめとした地域活動団体、NPOなどの市民活動団体がまちづくりの担い手として、様々な分野で果たす役割が大きくなっています。
このため、市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、市民等の多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

飯塚市協働のまちづくり推進条例 概要版

第1条 目的

この条例は、飯塚市の協働のまちづくりにおける基本理念を定め、市民等、活動単位及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりに係る市の支援等に関し、必要な事項を定め、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

第3条 基本理念

飯塚市の協働のまちづくりは、市民一人ひとりの人権を大切にし、市民等、活動団体及び市の、相互の理解、尊重及び協力に基づき推進するものとする。

協働とは

第2条(1)協働

市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むこと。

第4条 条例事項の尊重

市民等、活動団体及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

第2条(2) 市民等

・市内に住んでいる人　・市内に通勤、通学する人
・市内で事業や活動を行う個人や団体

第5条 市民等の役割

自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、協働のまちづくりに参画

参画　参画

第2条(5) 市民活動団体

市民等が主体となり、同じ目的をもって運営する団体

第9条 市民活動団体の役割

それぞれの団体が持つ地域性、専門性を活かし、協働のまちづくりを推進

ボランティア団体
環境ボランティア
福祉ボランティア
点訳・音訳
ボランティア
など

NPO法人
法人として許可を得た、民間の非営利組織

その他団体
〇〇実行委員会
など

協働

第2条(4) 地域活動団体

地域の市民の方々が、任意で構成する活動団体

第8条 地域活動団体の役割

地域内の繋がりの構築や個人では解決できない課題を地域の課題として取り組み、協働のまちづくりを推進

まちづくり協議会 市内12地区に設置する協議会

当該地区の市民や活動団体で賛同されるもので構成された団体

自治会
同じ地域で暮らす方々で構成される住民自治組織

その他活動団体
子ども会
老人クラブ
社会体育振興会
PTA
消防団　など

協働のまちづくり

第11条（協働の推進）

市民等、活動団体及び市は、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれの特徴をいかしあいながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを推進するよう努めること

第12条（人づくり）

市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりの人材発掘と、育成の充実に努めること

第13条（情報の共有）

市民等、活動団体及び市は、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮し、相互に情報を共有するよう努めること

第14条（市職員の意識及び参加推進）

市職員は、協働のまちづくりの重要性を認識し、自らが地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めること

第2条(3)市

飯塚市

第10条 市の役割

市は、市民等及び活動団体の自主性を尊重し、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

2 市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。

●施策の実施
●人的な支援
●財政的支援(各種補助金等)

助言等

第15条

協働のまちづくり推進委員会

・課題の抽出と解決
・条例に基づく施策の検証と改善
・協働のまちづくり全般に関すること

IIZUKA KYODO